

日光市ネーミングライツ事業企画提案型募集要項（随時募集）

1 趣旨

日光市では、「日光市公共施設等に関する民間提案制度運用指針」に基づき、公共施設の適切な管理・運営のための財源確保及び公民連携による地域活性化を図ることを目的とし、市有施設に事業者名などを含む愛称をつける権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得したい企業や団体等（以下「民間事業者等」という。）を随時募集します。

2 期待される効果

(1) 民間事業者等

- ・愛称に民間事業者等名や商品名を付与することにより、広告効果が期待できます。
- ・ネーミングライツ料を施設の維持管理費用に充てることにより、市民等へのサービス向上につながることから、民間事業者等のイメージアップが図れます。
- ・地元民間事業者等の場合は、上記の効果に加え、民間事業者等への親しみや認知度の向上にもつながることから、地元雇用の促進など地元民間事業者としての活性化の一助となります。

(2) 市民（利用者）

- ・施設サービス及び施設の利便性の向上につながります。

(3) 行政（市）

- ・安定した財源の確保や施設サービスの充実につながります。
- ・施設の魅力向上やイメージアップにつながります。

3 対象施設

スポーツ施設、文化施設、公園等市有施設全般

※庁舎、学校、保育園、市営住宅など市民及び利用者に混乱を招く恐れや公平中立性を損なうおそれがある施設等新たな愛称の設定が相応しくない施設は、対象外とします。

4 契約期間

原則、3年以上5年以下の期間とします。

※指定管理者制度を導入している施設については、その指定管理期間を考慮した適切な期間を設定することとします。

5 愛称

(1) 愛称の付け方

- ① 施設名に民間事業者等の名称や商品名などを含めた愛称を付けることができます。
ただし、条例に定める正式名称は、変更しません。
- ② 施設の形態が分かるようなものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるような名称としてください。
例) ○○○野球場、○○○スタジアム、○○○パーク など
- ③ 次のような愛称は付けることができません。

- ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 政治性又は宗教性のあるもの
- ・ 個人の氏名を広告するもの
- ・ 社会問題について主義主張するもの
- ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ・ 美観風致を害するおそれのあるもの
- ・ その他、市が適当でないと判断するもの

(2) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更は、原則禁止とします。

(3) 愛称の周知

市は、決定した愛称について記者発表や広報紙、ホームページ、イベント等で積極的に周知し、普及を図るものとします。

ただし、パンフレット等の印刷物などについては、在庫状況等により契約当初から愛称を反映できない場合もあります。また、利用者の利便性を図る観点から、正式名称を併記する場合があります。

(4) 愛称の使用

民間事業者等が愛称について知的財産権を取得した場合においても、市はこれを無償で使用できることとします。

6 ネーミングライツ料

1施設（1愛称）あたり年額50万円以上（税込）とします。ただし、特段の事由がある場合は、この限りではありません。年度途中での契約となった場合は、年額を日割りで算定することも可能とします。

なお、徴収したネーミングライツ料については、原則返還しません。

7 費用負担

敷地内外の施設名称のサインや看板等（以下「サイン等」という。）の新設、変更に係る費用、それらに関する維持管理費用のほか、契約終了後の原状回復に係る費用については、民間事業者等側の負担となります。

サイン等の新設、変更にあたっては、あらかじめ市や指定管理者等の施設管理者と協議を行ったうえで実施してください。

なお、パンフレット等の印刷物などにおける変更については、原則、施設管理者の負担で行うものとしますが、変更にあたり通常の費用以上の負担が生じた場合には、協議させていただく場合があります。

8 応募

(1) 応募資格

市内外を問わず、応募した内容を履行できる民間事業者等とします。ただし、次のいず

れかに該当する場合は、応募することはできません。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の手続中である者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条の暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- ④ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税等の滞納をしている者
- ⑤ 政治活動や宗教活動を主な目的としている者
- ⑥ 日光市建設工事等指名停止措置要綱（平成18年日光市告示第12号）に基づく指名停止措置を受けている者
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営む者
- ⑧ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- ⑨ その他、市が適当でないと認める者

（2）応募方法

次の必要書類を準備のうえ、直接持参又は郵送等により「12問合せ先」に記載の係あてに提出してください。直接持参する場合の提出時間は、市役所開庁日（平日）の午前8時30分から午後5時15分までとし、土日祝祭日は受付できません。

«必要書類»

- ① 日光市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）※必要事項を記載
- ② 誓約書（様式第5号）※必要事項を記載
- ③ 法人の概要を記載した書類
- ④ 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- ⑤ 法人の登記事項証明書（交付から3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 印鑑証明書（交付から3ヶ月以内のもの）
- ⑦ 最新年度の事業計画書
- ⑧ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）及び事業報告書
- ⑨ 直近1年間分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び市税完納証明）
※いずれの納税証明も過年度分も含めて未納がないことを証明するもので、交付から3ヶ月以内のもの
- ⑩ 提案書（様式任意）
※ただし、次に掲げる事項を審査における評価項目とするため、提案書作成の際にご留意ください。
 - 施設の愛称
 - ネーミングライツ料

- ・ 契約期間
- ・ 応募者の経営の安定性について
- ・ 採用となった場合における施設の魅力向上に資する取組等について
- ・ 採用となった場合における地域貢献、地域活性化に関する取組等について

(3) 質疑等

質疑等がある場合には、電話又は書面（様式任意、メール、ファックス可）により、「10問合せ先」宛てにご連絡ください。

(4) その他

- ① 応募に係る一切の費用は民間事業者等の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出いただいた書類及びその内容に関しましては、本事業以外の用途に使用しません。

9 審査方法

(1) 提案内容の審査・選定（交渉権者の決定）

日光市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、日光市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）の内容及び提案書をもとに審査を行います。審査の結果、適当であると認められた場合、地元自治会や議会等の意見を踏まえ、交渉権者として決定します。

なお、愛称については、原則、民間事業者等から申込みいただいた中から選定するものとしますが、審査委員会等から意見等があった場合、交渉権者と協議のうえ、決定するものとします。

(2) 交渉権者との事業の詳細協議

市と交渉権者で実施に向けた協定を締結します。協定締結後、事業の実施に向けた諸条件、予算面、事業の開始時期等について詳細内容の協議を行います。

なお、市は、交渉権者との協議により、ネーミングライツ事業を実施することが困難であると認めたときは、当該事業の採用を取消すことがあります。

(3) 契約締結

協定に基づき協議を行った結果、協議が成立（双方合意）した場合は、交渉権者を命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）として決定し、市とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。

10 公表及び愛称の普及

交渉権者の決定後、民間事業者名、施設の愛称について公表することとし、ネーミングライツパートナー決定後においては、民間事業者名、施設の愛称のほか、ネーミングライツ料等について公表するとともに、市ホームページ等において愛称を使用します。

また、ネーミングライツパートナーと協議のうえ、必要に応じて除幕式等の実施も検討します。

11 その他

- ・ネーミングライツパートナーが、社会的信用を著しく失墜するなど、市有施設のイメージが損なわれる可能性がある場合には、市は契約を取消し又は解除することがあります。
- ・契約期間中、愛称を命名した施設の敷地内において、ネーミングライツパートナーが事業の実施者であることを周知するためのパネルボード等を設置することができます。ただし、パネルボードの製作費用や設置費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。
- ・ネーミングライツパートナーは、次回の契約において、優先的に交渉ができることがあります。

12 問合せ先

〒321-1292

栃木県日光市今市本町1番地

日光市役所財務部資産経営課公共施設マネジメント係

電話 0288-21-5132

FAX 0288-21-5137

メール shisan-keiei@city.nikko.lg.jp